ｎ：帯域幅内のデータ点数
ｋ：等価雑音帯域幅の補正値
ＲＢＷ：分解能帯域幅（MHz）

⑹　スペクトル分析器で平均値を算出する場合は、ＲＭＳ方式を使用する。

⑺　入力する試験信号を生成する信号発生器は、その特性が測定結果に影響を及ぼすことがあるため、十分に性能を確認したものを使用する。

８　試験機器の条件

本試験方法は、内蔵又は付加装置により、次の機能を有する試験機器に適用する。

⑴　試験周波数に設定する機能

⑵　最大出力状態に設定する機能

⑶　最大利得状態又は任意の利得状態に設定する機能

⑷　連続受信状態に設定する機能

⑸　占有周波数帯幅又はその組合せ、変調方式、サブキャリア間隔等を任意に設定する機能

⑹　標準符号化試験信号（ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｏ．150による９段ＰＮ符号、15段ＰＮ符号又は23段ＰＮ符号）による変調を行うことができる機能（再生中継方式に限る。）

９　その他の条件

⑴　試験機器の擬似負荷（減衰器）は、特性インピーダンスを50Ωとする。

⑵　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに測定を行う。

⑶　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに測定した値によって適合性判定を行う。ただし、空中線電力の試験項目は、空中線端子ごとに測定した値の総和を求めて適合性判定を行う（別に規定する場合を除く。）。

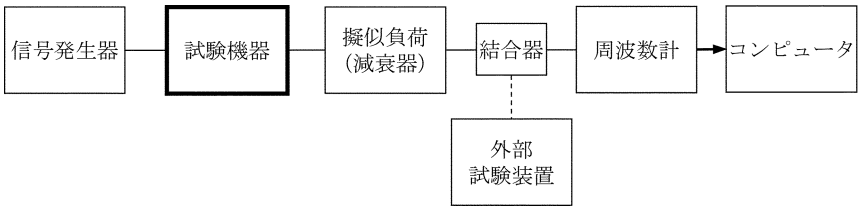
⑷　測定に用いない試験機器の空中線端子は、全て終端する。

⑸　試験結果は、測定値とともに技術基準の許容値を表示する。また、入力した試験信号の情報（変調方式、サブキャリア間隔、入力レベルの測定値等）についても合わせて表示する。

⑹　測定値の算出に使用したバースト時間率（＝電波を発射している時間／バースト周期）は、測定条件とともに表示する。

二　周波数の偏差

１　測定系統図



２　測定器の条件等

⑴　周波数計は、波形解析器を用いる。

⑵　周波数計の測定確度は、設備規則で規定する許容偏差の１／10以下の確度とする。